

高速バス等の運行需要調査業務仕様書（案）

1 適用範囲

本仕様書は、鴨川市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実施する「高速バス等の運行需要調査業務」に適用するものとする。

2 業務の目的

鴨川市では、鴨川市総合交流ターミナル「みんなみの里」の機能拡充計画として、開発工房及び屋外交流サロン等の施設整備をはじめ、加工等による農産物の高付加価値化を進めるためのノウハウの蓄積等を図るとともに、農家等の収入向上と集客力の強化に向け、首都圏への効率的な出荷と高速バスの運行までを見据えた物流・交流システムの構築、C C R Cの拠点として位置づけている同施設を核とした体験交流、移住施策の展開を図ることとしている。

本業務は、この一環として、効率的な流通システムを構築するとともに、交流人口の増加を促進するための手段の一つとして、「みんなみの里」と首都圏を結ぶ高速バス（以下「新たな高速バス」という。）の運行を検証するため、実証運行に向けた事前の需要調査等を行う。

3 業務の委託期間

契約の日から平成 31 年 3 月 22 日までとする。

4 業務内容

（1）高速バスの現況調査

鴨川市及び周辺自治体を運行している高速バスの運行事業者、運行ルート、運行時刻、運行回数、運賃、利用状況（路線・便ごとの停留所別乗降人員）等を把握・整理する。あわせて、これらを地図上に整理する。

（2）高速バス需要調査

① 市民アンケート調査

市民の移動実態（首都圏への移動実態、高速バスの利用状況等）、新たな高速バスの利用ニーズや利用意向等を把握するため、市民アンケート調査を実施する。

調査は、18 歳以上の市民 2,000 人を対象として、郵送配布・郵送回収の方法により行う。

受注者は、調査票の設計、集計・分析を行うものとし、調査票の印刷、配布・回収は発注者において行う。

② 首都圏在住者WEBアンケート調査

鴨川市及び「みんなみの里」の認知度、来訪の有無や意向、新たな高速バスの利用ニーズや利用意向等を把握するため、首都圏在住者に対し、WEBアンケート調査を実施する。

調査対象は、東京都及び神奈川県在住者として、目標サンプル数は、各都県 250 票以上とする。

③ 高速バス利用者アンケート調査

既存の高速バスの主要停留所（安房鴨川駅、亀田病院、安房小湊駅、ハイウェイオアシス富楽里）において、当該停留所で乗降する利用者に対し、利用特性（利用目的、利用頻度、利用時間帯、発着地等）、運行サービスに対する満足度（運行本数、運行時間帯、行き先等）、新たな高速バスの利用ニーズや利用意向等を把握するため、アンケート調査を実施する。

調査は、手渡し配布、郵送回収の方法により行い、実施日は平日・休日各１日（初便から終便まで）とする。ただし、その場でヒアリングが可能であれば、直接ヒアリングにより調査する。

受注者は、調査票の設計、手渡し配布、ヒアリング調査、集計・分析を行うものとし、調査票の印刷、郵送による回収は発注者において行う。

（３）高速バス運行事業者ヒアリング調査

新たな高速バスを運行した場合の課題等を整理し、実現可能かつ持続可能な運行を検討するため、鴨川市及び周辺自治体を運行している高速バスの運行事業者を対象に、本格運行も含めた事業参入の意思及び条件、車両や運転手の状況、起終点の候補地の状況（乗入れの可否等）、高速バスの待機場所の状況、行政への要望等について、ヒアリング調査を行う。

あわせて、貨客混載運行の実施の意向、実施に当たっての課題や条件、想定する貨物の内容や重量、行政への要望等についても、ヒアリング調査を行う。

（４）新たな高速バス運行計画の検討

① 運行ルートの検討

高速バス需要調査や高速バス運行事業者ヒアリング調査、現地踏査等を踏まえ、実現可能かつ利用ニーズに沿った起終点の候補地を抽出する。

また、既存の高速バス等の運行ルートや停留所別の利用状況、道路ネットワークの状況等を踏まえ、想定される運行ルート（停留所を含む。）を検討する。

② サービス水準の検討

高速バス運行事業者等と協議・調整を図りつつ、新たな高速バスの実証運行期間、運行日、運行時刻、運行回数、運賃等のサービス水準を検討する。

③ 利用者数の推計

高速バス需要調査や既存の高速バスの利用状況等の調査結果を基に、利用者数を推計する。

④ 事業収支の試算

上記①から③までの検討結果、既存の高速バスの現状等を踏まえ、事業収支を試算する。

（５）運行計画（案）の作成

以上の調査・検討結果及び協議会での協議結果を踏まえ、運行計画（案）を作成する。

（６）その他

以上の他、協議会が当該業務に当たり必要と認める事項について支援を行う。

5 成果品

- (1) 報告書（A 4 判） 3 部
- (2) 電子データ 1 式
- (3) その他関連資料 1 式

6 その他

- (1) 本業務を実施する上で必要な資料は、協議会又はその構成員が本業務の受託事業者に貸与するものとする。この場合、受託事業者は、貸与を受けた資料のリストを作成の上、協議会の事務局（鴨川市経営企画部企画政策課）に提出し、業務完了と共に返納することとする。
- (2) 受託事業者は、本業務上で知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。特に、個人情報については、データの秘密保持のため万全の管理を行うこととする。
- (3) 本業務における成果品（成果品に係る権利を含む）は、すべて協議会及びその構成員に帰属するものとし、受託事業者は、協議会の許可なくこれを使用し、又は流用してはならない。
- (4) 本業務に関する打合せは、原則として協議会の事務局が指定する場所において行うこととする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方の協議により決定することとする。